

事務連絡  
2024年2月5日

各支部長様

兵庫県職員労働組合

## 企業庁への出向、市町・団体派遣される組合員等 への対応について

日頃の活動に敬意を表します。

さて、4月異動に対し、人員配置点検等様々な取り組みをお願いしているところですが、企業庁への出向や、市町・団体へ派遣される組合員への対応について、組織強化の観点から、下記のとおり進めさせていただきますようお願いします。

### 記

組合費	自治労共済	書類	備考
	基本型 300円	公賠責	
企業庁へ出向	一時中断	<ul style="list-style-type: none"><li>・徴収停止</li><li>・団生、MAS加入者は徴収継続。</li></ul> <p>※可能な限り支部対応。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・掛金支払えれば加入可。</li></ul> <p>※基本型掛金相当分4千円は組合負担。</p>
公社等・県立大学へ派遣	引き去り変更届	手続き不要	
市町・国・団体へ派遣	一時中断	<ul style="list-style-type: none"><li>・徴収停止。</li><li>※可能な限り支部対応。</li><li>・団生、MAS加入者は本部対応。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・掛金支払えれば加入可。</li></ul> <p>※基本型掛金相当分4千円は組合負担。</p>
管理職脱退	引き去り変更届	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本型のみの場合は、「解約届」「出資金返戻請求書」。</li><li>・団生、マイカー等加入者は、基本型掛金相当分4千円を徴収した上で継続。本部対応。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・掛金支払えれば加入可。</li></ul> <p>※基本型掛金相当分4千円は組合負担。</p>

### 1. 企業庁への出向者

#### 1) 考え方

企業庁に出向した場合は、県職労組合員としての資格を継続することができないため、出向期間中は「一時中断」とし、組合費の徴収を停止します。

#### 2) 事務処理

##### ①出向した場合

支部からの「引き去り変更届」に基づき、本部において職権で組合費の引き去りを停止します。出向する組合員に対しては、別紙①「企業庁へ出向される皆さんへのお願い」を活用いただき、3月中に現在の支部で対応をお願いします。

## ②出向から復帰した場合

支部からの「引き去り変更届」に基づき、本部において職権で組合費の引き去りを開始します。復帰する組合員に対しては、別紙②「企業庁から復帰された皆さんへのお願ひ」を活用いただき、4月11日（木）までに、新しい支部での対応をお願いします。

### 3) 自治労共済等の取り扱い

基本型については、この間、組織強化委員会等で資格の継続を検討してきましたが、現場の混乱も想定されることから、現時点では、従来どおり掛金の徴収を停止することとします。これに伴う自治労共済上の脱加入手続きについては、可能な限り、支部で行っていただき、処理できなかった場合は、本部で対応することとします。また、団体生命共済、MAS等加入者については、300円を徴収し継続します。手続きは本部から個別に対応することとします。

## 2. 公社等・県立大学への派遣

### 1) 考え方

給与の支給は派遣先団体が行いますが、団体に一括引き去りを依頼し、組合員資格は継続します。また、団体によっては給与システムでの引き去りが可能な場合があり、この場合は通常の異動と全く同じ処理となります。下記3. の団体との振り分けが不明な場合は、その都度照会を下さい。

### 2) 事務処理

公社等・県立大学への派遣については基本的に通常の異動と同じ処理になりますが、団体との調整を行うため、支部からは「引き去り変更届」を使用して報告をお願いします。

### 3) 自治労共済の取り扱い

通常の異動と同様、手続きは不要です。

## 3. 市町・国・団体への派遣

### 1) 考え方

市町・国・団体（上記2. の公社等に該当するものは除く）への派遣については、組合員資格は継続しますが、組合費の引き去りができないことから、派遣中は「一時中断」とし、組合費の徴収は停止します。また、給与が県費負担の場合、組合費の引き去りは可能ですが、組合員としての権利が大幅に制限されることや、市町負担派遣等との均衡を図る必要があることから同様に組合費の引き去りを停止します。

但し、災害派遣の場合は、多くは期間が1年以下であることから、組合員資格は継続し、給与は県が支給することから引き去りも継続することとしています。

### 2) 事務処理

市町・国・団体へ派遣される場合、支部からの「引き去り変更届」に基づき、本部において職権で処理します。派遣される組合員に対しては、別紙③「市町・国等へ派遣される皆さんへのお願ひ」を活用いただき、3月中に現在の支部で

の対応をお願いします。

派遣が終了した場合も、支部からの「引き去り変更届」に基づき、本部において職権で組合費の引き去りを開始します。復帰する組合員に対しては、別紙④「市町・国等から復帰された皆さんへのお願いを」を活用いただき、4月11日（木）までに、新しい支部での対応をお願いします。

### 3) 自治労共済の取り扱い

基本型については、従来どおり掛金の徴収を停止することとします。これに伴う自治労共済上の脱加入手続きについては、企業庁同様、可能な限り、支部で行っていただき、処理できなかった場合は、本部で対応することとします。また、団体生命共済、M A S等については本部から個別に対応することとします。

## 4. 管理職脱退

組合員が管理職となった場合は自動的に組合員資格がなくなるので、本人の脱退手続きは不要です。処理としては、支部からの「引き去り変更届」に基づき、本部において職権で処理します。

自治労共済の取り扱いについて、基本型のみの場合は、「解約届」「出資金返戻請求書」を、支部から提出を求めてもらうようお願いします。

団体生命共済、自動車共済等加入者については基本型掛金相当分4,000円を徴収した上で継続します。具体的な事務処理は本部で個別に対応します。

以上

## 別紙①

組合員各位

### 企業庁へ出向される皆さんへのお願い

早春の候、いよいよご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、この度の異動により企業庁へ出向されることとなった皆さんにおかれましては、出向期間中は、法律上の制約から、県職労に継続して加入いただくことができません。

そのため、組合員としての資格が停止され、組合費についても徴収を停止させて頂くこととなります。また、自治労共済・基本型（組合加入時に同時加入。月々の掛金300円及び加入時の出資金100円は組合費に含まれる）についても、掛金が徴収できないことから、出向期間中に事由が発生しても給付を受けることができませんのでご注意下さい。（団体生命共済、自動車共済、火災共済等の加入者については、別途連絡します。）

この出向期間中の賃金、労働条件等の改善・確保については、県職労としても大きな運動課題と認識しており、企業庁の組合組織化について議論を重ねているところです。また、出向期間中におきましても、ニュース等による情報提供などに努めさせていただきますので、今後とも県職労運動へのご理解をよろしくお願いいたします。

なお、出向から復帰された際は、県職労組合員としての資格が復帰するとともに、組合費についても徴収を再開させていただきますのでご了解願います。

2024年 3月

兵庫県職員労働組合

中央執行委員長 青木 久実子

支部長

## 別紙②

組合員各位

### 企業庁出向から復帰された組合員の皆さんへのお願い

早春の候、いよいよご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、企業庁へ出向されている間は、法律上の問題から、県職労組合員としての資格が停止され、組合費についても徴収を停止させて頂いておりました。

しかし、出向される際にもお願いしていましたように、出向から戻られた時点で県職労組合員資格が復活し、組合費についても徴収を再開させていただきますので、よろしくお願いします。

あらためて、職場における組合活動へのご理解とご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

2024年 4月

兵庫県職員労働組合  
中央執行委員長 青木 久実子

支部長

### 別紙③

組合員各位

## 市町、国、団体等へ派遣される皆さんへのお願い

早春の候、いよいよご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、この度の異動により市町、国、団体等へ派遣される皆さんにおかれましては、派遣期間中は、組合費の引き去りができなくなることや、組合員としての権利が制約されることから、組合費の徴収を停止させて頂きます。

また、自治労共済・基本型（組合加入時に同時加入。月々の掛金300円及び加入時の出資金100円は組合費に含まれる）についても、掛金が徴収できないことから、派遣期間中に事由が発生しても給付を受けることができませんのでご注意下さい。（団体生命共済、自動車共済、火災共済等の加入者については、別途連絡します。）

しかし、派遣期間中に賃金、労働条件等について問題があれば、県職労としてもできる限り対応させていただきますので、今後とも県職労運動へのご理解をよろしくお願いいたします。

なお、派遣から復帰された際は、組合費の徴収を再開させていただきますのでご了解願います。

2024年 3月

兵庫県職員労働組合

中央執行委員長 青木 久実子

支部長

別紙④

組合員各位

**市町、国、団体等へ派遣から復帰された  
組合員の皆さんへのお願い**

早春の候、いよいよご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、市町、国、団体等へ出向されている間は、組合費について徴収を停止させて頂いておりました。

しかし、派遣される際にもお願いしておりますように、組合費の徴収を再開させていただきますので、よろしくお願いします。

あらためて、組合活動へのご理解とご協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

2024年 4月

兵庫県職員労働組合

中央執行委員長 青木 久実子

支部長